

# 「知太政官事」小論

篠川 賢

はじめに

「知太政官事」は、大宝三年（七〇三）正月に刑部親王がその任に就いたのをはじめとし、慶雲二年（七〇五）九月就任の穗積親王、養老四年（七二〇）八月就任の舍人親王、天平九年（七三七）九月就任の鈴鹿王と続き、鈴鹿王が天平十七年九月に没したのを最後として、その後は史上に現われない。すなわちそれは、八世紀前半のみ存在し、いずれも天武天皇の子・孫がその任に就いたものである。

この「知太政官事」について、はじめて本格的な検討が加えられたのは、竹内理三氏の『知太政官事』<sup>(1)</sup>考<sup>(1)</sup>においてであった。そこでの所説は、およそ次のように要約できるであろう。

(1) 「知太政官事」は、大宝令以前の太政大臣を継承したものであり、太政官を総知し、万機を撰行する職能を有した。

(2) 太政大臣ではなく、「知太政官事」とされたのは、大宝令以前の太政大臣が皇位継承にかかわる地位であつたことから生ずる誤解を避けるためと、大宝令において、太政大臣はみだりにその職に就くべきではない則闕の官とされたため、およびそれはあくまで臣下の代表であり、親王が就くべき職ではないとの考えが生じたため、である。

(3) 「知太政官事」制は、天武天皇一家のせまいミウチ的な皇親政治を実現するものであつた。

竹内氏の所説は、その後多くの論者によつて継承されていったが、井上光貞氏は、とくに(1)の点を発展させ、「知太政官事」制は皇族太政大臣制の後身であり、七世紀における皇太子撰政制が律令制の成立（飛鳥浄御原令の施行）とともに単なる皇嗣としての皇太子制と皇族太政大臣制とに分離し、さらに大宝令の施行によつて皇族太政大臣制が皇族「知太政官事」制に移行したと説かれた。<sup>(2)</sup> また、北山茂夫・野村忠夫氏は、(3)の点を発展させ、「知太政官事」は太政官を拠点とする貴族勢力と、天皇権力を擁護する皇親勢力との調整をはかるため、天皇権力の側が太政官を掣肘する目的で設置したものとされた。<sup>(3)</sup>

しかし近年、律令制以前（七世紀）における「皇太子」の存在そのものを疑問とする説が示され、<sup>(4)</sup> 一方では、天皇権力を擁護する皇親勢力なるものの存在や太政官を拠点とする貴族勢力なるものの存

在に對する疑問、およびその兩者の対立という図式に對する疑問が提出され、「知太政官事」<sup>(5)</sup>についての通説も、再検討されなければならない段階にきているといえよう。また實際に、こうした観点からの再検討もすでに行われているが、<sup>(6)</sup>なお議論すべき点は残されているように思われる。本稿は、「知太政官事」についての卑見を提示し、大方の御批正を得ようとするものである。

### 一、「知太政官事」の地位と職能

竹内理三氏は、「知太政官事」は太政官を総知する地位、いいかえれば太政大臣に相当する太政官の首班であるとみなされたのであるが、この点については多くの疑問が示されている。<sup>(7)</sup>疑問とされる理由は、おもに次の七点である。

- ① 「知太政官事」の「知」の意は、必ずしも単独で太政官を総知するの意に解さなくともよく、「知太政官事」の呼称からだちにそれを太政官の首班とみなすことはできない。
- ② 「公卿補任」においては、「知太政官事」と左右大臣の序列が一定しておらず、「歴運記」、異本「公卿補任」においては、常に「知太政官事」は左右大臣の下に列せられている。
- ③ 「公卿補任」養老四年(七二〇)条・神龜五年(七二八)条の舍人親王尻付によれば、「知太政官事」が左大臣の上に列せられるのは希有なことであるとされている。

④『統日本紀』慶雲三年（七〇六）二月辛巳条および『延喜式』（式部式上）によれば、「知太政官事」の季禄は右大臣に准じて支給するとあるが、このことは、「知太政官事」が太政官の首班（太政大臣に相当）であつたとするならば不自然である。

⑤舍人親王・鈴鹿王が「知太政官事」であつた時期は、それぞれ長屋王・橘諸兄が右大臣から左大臣の職にあつた時期と重なるが、その時期の太政官首班は、それぞれ長屋王・橘諸兄であつたとみるべきであり、「知太政官事」が常に首班であつたとは考え難い。

⑥刑部親王・舍人親王がそれぞれ持統太上天皇・右大臣（贈太政大臣）藤原不比等の死の直後に「知太政官事」に任ぜられているからといって、「知太政官事」が持統や不比等の役割（天皇の後見役、補佐役、太政官の首班といった役割）をそのまま継承したものとみることとはできない。

⑦史料上からうかがえる「知太政官事」の職能は、一般の議政官のそれと異なるものではない。

まず①についてであるが、たしかに「知……事」の「知」は、単独で総知することのみを意味する語ではないといえよう。<sup>⑧</sup>しかし、『統日本紀』における、「詔三品刑部親王。知太政官事。」（大宝三年正月壬午条）、「詔二品穗積親王。知太政官事。」（慶雲二年九月壬午条）、「詔以舍人親王為知太政官事。新田部親王為知五衛及授刀舍人事。」（養老四年八月甲申条）といった「知太政官事」の用例をみれば、その「知」が単独で総知するの意で用いられているとみるのが自然な解釈であることは認めなければならないであろう。「知太政官事」以外の「知……事」の用例をみても、その「知」<sup>⑨</sup>

の語は、いずれも単独で総知する（中心となって……事に当たる）の意味で用いられていると解されるのである。<sup>(10)</sup>

次に②については、竹内氏は『公卿補任』における「知太政官事」の序列は、それが正規の官職ではなかったため位階によって序列されたと解されたのであるが、これは適切な見解というべきであろう。ただそのように解した場合、次の三例についての説明が必要となる。

○慶雲二年条

右大臣 従二位 石上朝臣麿

知太政官事 三品 刑部親王五月七日薨（在官三年）。

二品 穗積親王九月三日任。

○慶雲三年条

右大臣 従二位 石上朝臣麿

知太政官事 二品 穗積親王 二月辛巳准右大臣  
皇孫法季祿給之。

○養老四年条

右大臣 正二位 藤原朝臣不比等（中略）

知太政官事 一品 舍人親王八月四日任。

これについて土田直鎮氏は、慶雲二年の例は、前任の「知太政官事」の刑部親王が三品であったた

め、二品穗積親王が従二位石上麻呂の次に掲げられることになったのであり、慶雲三年の例は、その慶雲二年の順序に引かれたのであろうかとされ、養老四年の例については、不比等が死去した直後に舎人親王が「知太政官事」に任命された、という事情によるものであろうとされている。<sup>(11)</sup> おそらくそのとおりであり、慶雲三年の場合は、穗積親王の尻付に「准右大臣皇孫法季祿給之」とあることも順序に影響しているかもしれない。

しかし、『公卿補任』の基となったと考えられる「歴運記」や、現『公卿補任』よりも古い形を伝えていとみられる異本「公卿補任」<sup>(12)</sup>において、「知太政官事」が常に左右大臣の下に列せられていることは、注意されなければならない。それらの編者がそのように位置づけた背後には、実際に「知太政官事」が左右大臣の下に列せられることがあったとみるのが妥当であろう。

この点は、③についても同様である。『公卿補任』神龜五年条の舎人親王尻付には、

三月廿八日詔書奉行注。三木一品舎人親王。列<sub>二</sub>左大臣長屋王上<sub>一</sub>。六月廿三日論奏注。知太政官事舎人親王。書<sub>二</sub>同大臣上<sub>一</sub>。事希有。仍注之。

とあり(養老四年条の尻付も同様)、竹内氏は、ここに「知太政官事」が左大臣の上に列せられるのを希有としているのは、『公卿補任』編者の個人的な見解に過ぎないとされたのであるが、これについては虎尾達哉氏の説かれたとおり、<sup>(13)</sup>「知太政官事」を左大臣の下に列することが実際にしばしば行われたことを示すとみなければならぬであろう。

要するに、「知太政官事」という呼称が太政官を総知することを示す呼称であるということ、実際にそれが左右大臣の下に列せられることがあったということの二点を、整合的に解釈しなければならぬのである。太政官首班説を批判される山田英雄氏や虎尾氏は、「知太政官事」の序列は大臣と同格ではあったがそれ以上は不定であった、と説かれるのであるが、果たしてそうであろうか。

そこで注意されるのが⑤の点である。長屋王や橘諸兄が右大臣から左大臣であった時期に、彼らが実質的に太政官の首班であったことは、おそらく間違いないであろう。「歴運記」や異本「公卿補任」における「知太政官事」の位置づけ、および『公卿補任』養老四年条・神龜五年条の舍人親王尻付の記載などは、こうした現実を踏まえてのものと考えられる。しかし長屋王や橘諸兄の場合、それぞれの政治状況の中で実質的に首班としての役割を果たすようになったということも考えられるのであつて、そのことからただちに、「知太政官事」の序列がはじめから左右大臣の下に列せられることもあつた（すなわち不定であつた）と解するわけにはいかないであろう。

穂積親王の場合、「歴運記」では左右大臣の下に列せられているものの、竹内氏が注意されたように、和銅四年（七一）三月九日の弁官符を引いた多胡碑には、太政官二品穂積親王、左大臣正二位石上尊（麻呂）、右大臣正二位藤原尊（不比等）の順に記されているのであり、この点は重要である。当時は、実際に「知太政官事」が左右大臣の上に列せられていたとみてよいと思う。<sup>(15)</sup> また舍人親王の場合も、『公卿補任』の尻付から、希有なことではあつても、神龜五年当時の詔書や論奏に実際に左大臣

長屋王の上に列せられたことが知られるのであり、実質的には長屋王が太政官首班であったと考えられる時期においても、このようなことが行われたことも、注意されなければならない。

つまり、「知太政官事」は、後には実質的な太政官首班の地位を左右大臣（長屋王や橘諸兄）に譲つたことはあつても、あくまでそれは、太政官を総知することを示す呼称であり、刑部親王・穗積親王の段階では、実質的にも太政官首班の地位にあつた、とみるのが妥当と考えられるのである。

「知太政官事」の実質的地位や役割が変化していったということは、すでに横田健一・野村忠夫氏の指摘されたところであるが、その変化<sup>(16)</sup>というのは、「知太政官事」の地位が本来不定であつたがゆえに生じた変化ではなかつたと思うのである。

なお、④の点については、『続日本紀』の慶雲三年二月辛巳条に「知太政官事二品穗積親王季祿。准「右大臣「給レ之」とあるのは、必ずしも「知太政官事」が左右大臣の下に列せられていたことを示すものとはいえないであろう。

左右大臣の季祿は同額であり、当時は左大臣は欠員であつて、右の記事は、正規の官職ではない。「知太政官事」の季祿を左右大臣と同額支給する、ということ<sup>(17)</sup>を述べたに過ぎないと考えられる。『延喜式』の式文は、『続日本紀』の文章を踏襲したまでであろう。

また、⑥⑦の点は、「知太政官事」を太政官の首班とのみ解する必要はないということを示すのであつて、太政官の首班ではなかつたこと（あるいはそういう場合もあつたこと）を積極的に示すものでは



ない。⑥⑦は「知太政官事」の職能に直接かわることであるが、この点について虎尾氏は次のように述べておられる。<sup>(17)</sup>

『公卿補任』神龜五年条舎人親王尻付からは、「知太政官事」の職能が参議朝政にあつたことが知られ、また史料上にあらわれた「知太政官事」の実際の任務としては、ほかに宣勅・宣詔や弔贈使、留守官が知られるが、それらはいずれも一般の議政官としての職務と異なるものではない。

妥当な見解というべきであろうが、ただこのことから、右に述べたように、「知太政官事」が単に議政官の一員に過ぎなかつたのか、あるいはその首班であつたのかは判断できないのである。

史料上に具体的任務としてあらわれてはこないが、「知太政官事」が持統太上天皇や藤原不比等の死の直後に置かれていたということは、やはりその職能を考える上で重要な点であろう。この点については後にまたふれることにしたい。

## 二、「知太政官事」と皇族太政大臣

竹内理三氏や井上光貞氏が、「知太政官事」を太政大臣に相当する太政官首班とみなされたのは、それが大宝令以前の太政大臣を継承したものと解されてのことであつたが、この点も正当な見解であつたと思う。ただ、両氏は、七世紀における天皇不執政論、皇太子執政論を前提とされているのであ

り、その点は疑問であろう。私は、七世紀の「皇太子」(太子)は、王位継承者であると同時に王権を分掌した輔政者であったと考えるのであり、執政の中心はあくまで天皇(大王)であったと考えている。

すでに旧稿で述べたところであるが、六・七世紀の倭王権は、『隋書』倭国伝の記事に象徴されるように、倭王(大王)を中心にその妻(大后)と太子によつて分掌されるのを理想的形態としていたと考えられるのであり(したがって、のちの皇太子に相当する地位は存在しなかつたとする説には賛成できない)、その場合、大后もまた王家の女性であること(大王と大后が近親婚であること)が要求されていたと考えられる。そして、その大王・大后・太子の三者による王権の分掌形態(いいかえれば三人の王族による王権の分掌形態)は、大王と大后の間の男子(近親婚による所生子)に王位を継承させるという当時の王位継承の原則と、一体のものとして存在していたとみることができる。つまり、七世紀の「皇太子」は、大王の子であり母も王家の女性であることが要求されるとともに、単なる王位継承者ではなく、輔政者としての力量をそなえていることが要求された(そうした力量をそなえたと判断された段階——少なくとも成人に達した段階——で「皇太子」に立てられた)と考えられるのである。

そこで、このような存在であったとみられる「皇太子」と、大宝令以前の太政大臣との関係であるが、いうまでもなく大宝令以前の太政大臣としては、天智の皇子の大友皇子と、天武の皇子の高市皇子の二例が知られるのみであり、いずれも皇族であったことから、井上氏はこれを皇族太政大臣制と

名づけられた。

まず大友皇子の例であるが、『日本書紀』によれば、皇子は天智十年（六七二）正月に太政大臣に拝された<sup>19</sup>とあり、「皇太子」に立てられたという記事はみえない。一方『懷風藻』の大友皇子伝には、

（前略）年甫弱冠。拜<sup>レ</sup>太政大臣。総<sup>レ</sup>百揆<sup>一</sup>以試之。皇子博学多通。有<sup>レ</sup>文武材幹。始親<sup>レ</sup>万機。群下畏服。莫<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>肅然。年二十三。立<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>皇太子。（中略）太子天性明悟。雅愛<sup>レ</sup>博古。下<sup>レ</sup>筆成<sup>レ</sup>章。出<sup>レ</sup>言為<sup>レ</sup>論。時議者。歎<sup>レ</sup>其洪字。未<sup>レ</sup>幾文藻日新。会<sup>レ</sup>壬申年之乱。天命<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>遂。時年二十五。

とあり、「年甫弱冠」（二十歳）にして（天智六年に相当）太政大臣を拜し、二十三歳で「皇太子」に立てられたとあつて、『日本書紀』とは異なつた伝えになつてゐる。

『日本書紀』では、天智の即位の年（天智七年）に大海人皇子（天武）が東宮に立てられたと記す（天武即位前紀）のであるから、大友皇子の立太子記事がないのは当然であるが、しかし『日本書紀』にいう大海人皇子の立太子については、天武即位の正当性を示そうとしたものとして、その信憑性を疑う説も多い。<sup>19</sup>私もまたそのように考えるのであり、先に述べたように、七世紀の「皇太子」が王位の直系継承を原則として立てられたとするならば、この点からも、天智の弟である大海人皇子の立太子は疑われてよいであらう。

それでは大友皇子の立太子はどうかといえ、これもまた、当時の「皇太子」が母も王家の女性で

あることを要求されていたとするならば、伊賀采女宅子娘を母とする大友皇子を「皇太子」に立てることは困難であり、疑わしいと思われる。ただ、大友皇子は、天智によってその後継者に定められたことは間違いない事実と考えられるのであり、『懷風藻』は、その事実を「立為「皇太子」と表現したということではないかと思う。<sup>(20)</sup>

大友皇子の太政大臣任命が、近江令に定められた太政大臣制に基づくか、あるいは単行法によるものかは別として、それが、大友皇子を後継者に定めた天智の意志表示と結びついていたことは確かである。皇子を「皇太子」に立てることは、その母の出自からして困難であったが、太政大臣に任命し、『懷風藻』にあるように「総「百揆」「親「万機」という「皇太子」の役割（すなわち王権を分掌して政務に携わるといふ役割）を果たさせることによって、天智の後継者としての地位を示し、その合意を得ようとした、と考えられるのである。逆にいえば、当時は、そのようにして政務に携わるといふ体験を経ることが、王位を継承する上で必要なことと認識されていた、ということであろう。

しかし、天智の死後、大友皇子は王位継承者として十分な合意を得ることができず、壬申の乱となつたのである。この乱は、王位継承の原則のうち、父子直系継承を優先させて大友皇子とするか、あるいは母も王家の女性であることを優先させて大海人皇子とするか、という性格を持った継承争いであったとみることができよう。壬申の乱に勝利して即位した天武の時代は、天智の女の持統が「皇后」に立てられ、その間に生まれた草壁皇子が成人に達した段階で、天武十年（六八二）「皇太子」に立て

られており、原則に基づいた王権の分掌形態がとられたのである。

次に、高市皇子の太政大臣についてであるが、皇子が太政大臣に任ぜられたのは、持統四年（六九〇）七月のことであり、『日本書紀』には、「庚辰（五日）。以皇子高市一為太政大臣。以正広参一授三丹比嶋真人一為右大左。并八省百寮皆遷任焉」とある。この任命が、前年に施行された飛鳥浄御原令の官制に基づくものであることは、まず間違いないであろう。また、持統四年といえは、持統三年四月に「皇太子」の草壁皇子が死去したのを受け、正月に持統が即位した年であることが、注意されなければならない。六・七世紀の王権が大王・太后・太子（皇太子）の三者によつて分掌される形態を原則としていたならば、王権を担うのが持統一人という状態は、きわめて好ましくない状態と判断されたに違いあるまい。高市皇子の太政大臣任命は、そのような状態の中で、王権を分掌し、太政官を統轄するものとして行われたと考えられるのである。

女帝である持統は、大王（天皇）と太后（皇后）を兼ねる存在であり、王権の分掌者として本来は皇太子を立てなければならなかったのであるが、当時は、皇太子に立てられるべき条件を有した皇子はいなかったのである。天武の皇子のうち、王家の女性を母とするのは草壁・大津・舎人・長・弓削の五人であるが、大津が討たれ、草壁が死去した中で、他の三人は、最も年長である舎人が天武五年（六七六）の生まれであり、いずれも当時成人に達していない。また、持統が王位継承者として考えていたと推定される草壁の子の軽皇子（文武天皇。文武の母は天智の女の元明）は、いまだ八歳であり、や

はり、皇太子に立てるわけにはいかなかったのであろう。

高市皇子の太政大臣は、皇太子にかわつて王権を分掌する輔政者として任命されたという点で、大友皇子の太政大臣と共通するが、大友皇子の場合、そのことを通じて王位継承者として認められることを期待されたのに対し、高市皇子の場合は、あくまで王権を分掌する輔政者としてのみ位置づけられた、という点に違いがあつたといえよう。

高市皇子は、持統十年七月に死去するが、『懷風藻』の葛野王伝によれば、その直後に持統が群臣を集めて、日嗣を立てることをはからせたとある。このことから、高市皇子が王位継承者と目されていたという見方も生ずるのであるが、これは、持統が王権の分掌者（高市皇子）を失つたことをきつかけとし、十五歳を目前にしていた王位継承者である軽皇子を、本来の王権分掌者たる皇太子に立てようとしたもの、と解すべきであらう。葛野王伝には、「我国家為レ法也。神代以来。子孫相承。以襲二天位一。若兄弟相及。則乱從レ此興」との葛野王の一言により、日嗣が軽皇子に定まつたとあるが、もとよりそれは、持統の意志でもあつたであらう。翌年二月、十五歳になつた軽皇子が皇太子に立てられている。そしてさらに、その年の八月、持統は立てられたばかりの皇太子に讓位し、王統（皇統）の直系継承を実現させたのであるが、そこにおいても、「並坐而。此天下乎治賜比諸賜岐」（『統日本紀』慶雲四年七月壬子条）といわれたように、持統太上天皇と文武天皇による王権の分掌形態が維持されたのである。

高市皇子は、王権を担う人物が持続一人になった状態の中で、複数の王族による王権の分掌形態を維持するために太政大臣に任命されたと考えられるのであり、私は、こうした王族（皇族）太政大臣の性格が、大宝令制下の皇族「知太政官事」に継承されたと考えるのである。高市皇子の太政大臣も大宝令制下の「知太政官事」も終身の任であったが、この点も両者が官職であるより、王権の分掌者という地位であったことを示すもののように思われる。

なお、右にいう複数の王族というのは、原則的には大王（天皇）・太后（皇后）・太子（皇太子）の三者であり、けつして多くの王族という意味ではないことをことわっておきたい。王族（皇族）太政大臣は、太后（皇后）も太子（皇太子）も立てることができない状態の中のやむを得ない措置であつて、右の三者による王権の分掌形態というのは、大王（天皇）一人に王権を集中させない形態であると同時に、三者以外の王族に王権を行使させない（王族間の王位・王権をめぐる争いを回避する）形態でもあつたと考えるのである。

### 三、「知太政官事」の設置事情

「知太政官事」が、本来太政官を総知する地位であつたと考えられることは第一節で述べたとおりであるが、最初の「知太政官事」刑部親王が、持続太上天皇の死の直後に任命されたということは、

それが複数の王族（皇族）による王権の分掌形態を維持する目的を持つていたことをよく示している。刑部親王が「知太政官事」とされたのは、大宝三年（七〇三）正月のことであり、持統太上天皇の死の一ヶ月後のことである。当時、文武の皇子である首皇子（聖武）は三歳の幼児で皇太子に立てることはできず、文武に皇族の妻はなく、皇后は立てられていなかったためであり、持統の死により、王権を担うのが天皇（文武）のみという状態が再び現われたのである。そこで皇族の中から、天武の皇子で最も年長である（そしてこの点は後述するが、王家の女性を母としない）刑部親王が、王権の分掌者（輔政者）として「知太政官事」とされた、ということであつたと思う。

なお、このように述べたからといって、「知太政官事」を、王権の側が太政官を拠点とする貴族勢力を掣肘する目的で設置したもの、とする見解を支持しようというのではない。はじめにも述べたように、太政官を貴族勢力の拠点とすること自体に疑問が持たれるのであり、王権は、貴族勢力と対抗するものではなく、それとともに国家権力を構成するその中核として考えられなければならないであろう。

さて、それではなぜ刑部親王は太政大臣ではなく、「知太政官事」とされたのか、という点であるが、この点についても、竹内氏の所説がほぼ妥当なものと考えられる。すなわちそこには、大宝令において、太政大臣がみだりにその職に就くべきではない則闕の官とされたため、一方あくまでそれは「臣」であり、親王が就くべき職ではないとの考えも生じたため、といった事情が考えられてよいと思<sup>(2)</sup>う。



また、刑部親王の場合（舍人親王を除く穗積親王・鈴鹿王の場合も同様であるが）、官位相当制に従った、ということも考えられるであろう。太政大臣は一品・一位相当であるが、刑部親王は「知太政官事」就任当時、三品（舍人親王は一品であったが、穗積親王は二品、鈴鹿王は従三位）であった。

刑部親王は、「知太政官事」となつて二年半ほどの慶雲二年（七〇五）五月に死去し、かわつて同年九月、穗積親王が二人目の「知太政官事」となつたが、この穗積親王の「知太政官事」就任も、刑部親王の場合と同様の事情によるものと考えられよう。刑部親王の死去により、そこにまた、文武一人が王権を担うという状態が現われたのであり、その時にはいまだ、持統太政天皇の死去した時と何ら変わらない状態（皇后も皇太子も立てることができない状態）にあつたのである。

そしてここで注意したいのは、刑部親王にせよ穗積親王にせよ、いずれも王家の女性を母としない親王であつたという点である。刑部親王が「知太政官事」となつた大宝三年、および穗積親王がそれとなつた慶雲二年の段階では、新田部皇女（天智の女）を母とする舍人親王（天武五年の生まれ）はもちろん、大江皇女（同じく天智の女）を母とする長親王も成人に達してたとみられるのであり（長親王の同母弟である弓削皇子は文武三年<sub>11</sub>六九九年に死去している）、この段階で「知太政官事」に任ぜられたのが、舍人親王や長親王ではなく、刑部親王・穗積親王であつたということは、やはりそこに何らかの理由があつたとみななければならないと思う。

おそらくそれは、文武の男子である聖武への皇位継承を実現していく上で、皇女を母とする舍人親

王や長親王を「知太政官事」とすることが危険とみられたためであろう。皇位の直系継承を貫くとするならば、聖武の即位を実現させるほかはないが、聖武は藤原不比等の女の宮子を母とし、王家の女性を母としていないという点で、それまでの直系皇統の担い手である天武・草壁・文武とは異なる弱点を持っていたのであり、<sup>(23)</sup>その聖武に欠けている点を持つ舎人親王や長親王が、「知太政官事」として王権を分掌し、政務に携わるということは、聖武の即位を実現していく上で危険と判断されて当然であろう。このような中で、王家の女性を母としない（すなわち、皇位継承候補者として擁立される可能性の少ない）刑部親王・穂積親王があいついで「知太政官事」に選ばれた、ということであつたと考えられる。

穂積親王は、靈龜元年（七一五）七月に死去したが、その後はしばらく「知太政官事」の任命は行われていない。その理由として竹内氏は、その間右大臣藤原不比等が「知太政官事」のかわりを行っていたからであるとされている。不比等の死去した養老四年（七二〇）八月三日の翌日に、舎人親王が「知太政官事」に任ぜられていることからすると、それはもつともな見解といえることができる。しかし私は、穂積親王が死去した段階での、次の「知太政官事」が任命されなかった理由としては、すでにその前年の和銅七年（七二四）六月に、聖武が皇太子に立てられているという点、および、穂積親王の死後まもなく二ヶ月もしないで元明が氷高内親王（元正）に譲位しているという点を、より重視すべきであると考えている。穂積親王が死去した時点では、天皇（元明）の下で王権を分掌すべ

き皇太子（聖武）がすでに立てられていたのであるから、「知太政官事」は、形の上からして任命する必要がなかった（むしろ任命するべきではなかった）のである。ただ、実際に皇太子（聖武）が政務に携わる（王権を分掌する）ようになるのは、「皇太子始聽朝政」（『統日本紀』養老三年六月丁卯条）とある養老三年六月からのことであり、実質的にも王権を分掌する形態を維持するため、穗積親王の死をうけ元明が元正に譲位した、と考えられるのである。

それでは、その元明太上天皇、元正天皇、聖武皇太子という複数の皇族による王権の分掌形態がとられていたにもかかわらず、養老四年八月、なにゆえ不比等の死去にともない「知太政官事」が復活し、舍人親王がそれに任ぜられたのであろうか。

まず、舍人親王の「知太政官事」が、常に実質的にも太政官の首班であったとみることができないことは、第一節で述べたとおりである。またそれは、王権を分掌する輔政者としても位置づけられていなかったと推定される。そのことは、養老五年十月に、死期の近づいた元明太上天皇が、右大臣長屋王と参議藤原房前をとくに召して後事を託していること、また元正天皇も房前を内臣に任じて、「汝卿房前。當下作内臣計会内外。准勅施行。輔翼帝業。永寧国家上」（『統日本紀』養老五年十月戊戌条）と述べていること、などに明らかであろう。輔政者としては、不比等の子の房前が位置づけられているのである。すなわち、舍人親王の「知太政官事」は、それ以前の「知太政官事」と異なった性格になっていることが考えられるのであり、虎尾達哉氏が、「知太政官事」は大臣と同格で

あり、その職能は一般の議政官のそれと異なるものではなかったとされたのは、まさに舍人親王以後の「知太政官事」にあてはまるものといえよう。

また、不比等の死の直後の「知太政官事」任命ということは、それと同時に新田部親王の「知五衛及授刀舍人事」任命もなされているのであり、不比等が実質的にその役割を果たしていたからというよりも、そうすることによって、不比等の存在を顕彰し、不比等を皇族に準ずるものとして位置づけようとしたものとみた方がよいのではなからうか。不比等の女の宮子を母とする聖武の即位を正当化し、その合意を得ていくためには、その母方の出自を皇族に準ずる特別なものとしていくことが必要と認識されたのである。天皇の母の出自が皇族から藤原氏に変わっていく、その皇位継承の原則の変化<sup>(24)</sup>に対応して、藤原氏の大臣が、それ以前の太子（皇太子）・皇族太政大臣・「知太政官事」にかわって、天皇の輔政者として位置づけられていくようになったと考えられるのである。

大宝令以前の皇族太政大臣を継承した「知太政官事」という性格は、舍人親王の場合にはすでにみられなくなっているといつてよく、そこに、王家の女性を母とする舍人親王でも「知太政官事」に任ぜられた理由も、求められるといえよう。もちろんそこには、すでに聖武の立太子が実現していたという事情も、考えられなければならない。

その後、舍人親王が死去したのは天平七年（七三五）十一月のことであるが、その時点では、元正太上天皇、聖武天皇、そして藤原氏出身の光明皇后が存在し、議政官の構成員も、右大臣藤原武智麻

呂、中納言多治比臬守、參議藤原房前・藤原宇合・藤原麻呂・鈴鹿王・葛城王（橘諸兄）・大伴道足とそろつており、大臣と同格の議政官の一員という性格に変わつていた「知太政官事」も、そこには任命される必要がなかつたのである。実際、その後二年間ほど「知太政官事」は任命されていないのであり、天平九年九月に、最後の「知太政官事」鈴鹿王がそれに任ぜられたのは、いうまでもなく、疫病の流行により大臣はもとより議政官の構成員の多くが失われるという非常事態においてであつた。

この鈴鹿王の「知太政官事」についても、舍人親王の場合と同様、王権を分掌する輔政者としての性格は失われているといつてよいであらう。鈴鹿王が「知太政官事」であつた時期を通じて、元正太上天皇、聖武天皇、光明皇后が存在し、阿倍内親王（孝謙）の立太子も、鈴鹿王の「知太政官事」就任の翌年に行われているのであり、また太政官首班の地位も、実質的には橘諸兄が果たしていたと考えられるのである。鈴鹿王が死去した天平十七年九月の時点でも、その状況に変化はなく、以後「知太政官事」の任命は行われなかつたのであるが、「知太政官事」の性格が議政官の一員ということに変わったならば、何もそれは「知太政官事」である必要はないのであり、以後その任命が途絶えたのは、自然なこととして理解されるであらう。

皇族「知太政官事」制は、実質的には刑部親王・穗積親王の二代をもつて終わったと考えられるのである。

- (1) 竹内理三「知太政官事」考（『史淵』四四、一九五〇年）。のち、同『律令制と貴族政權』第一部（御茶の水書房、一九五七年）所収。ここでは後者による。なお、本稿で引用する竹内氏の所説は、すべてこれによるものとする。
- (2) 井上光貞「古代の皇太子」（同『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年）。二〇五―二二一頁他。
- (3) 北山茂夫「七四〇年の藤原広嗣の叛乱」（『法と経済』一一六、一九五一年）。のち、同『日本古代政治史の研究』（岩波書店、一九五九年）所収。ここでは後者による。二六〇―二六四頁。野村忠夫『律令政治の諸様相』（瑞書房、一九六八年）。二六七―二七四頁他。
- (4) 荒木敏夫「日本古代の皇太子」（吉川弘文館、一九八五年）。
- (5) 倉本一宏「律令貴族論をめぐって」（『日本歴史』四七二、一九八七年。同「議政官組織の構成原理」（『史学雑誌』九六―一二、一九八七年。吉川真司「律令太政官制と合議制」（『日本史研究』三〇九、一九八八年）、等。
- (6) 倉本一宏「議政官組織の構成原理」（前掲）。虎尾達哉「知太政官事小考」（武光誠編『日本古代社会史研究』同成社、一九九一年）、等。
- (7) 西川重幸「知太政官事」一試考（横田健一先生還暦記念会編『日本史論叢』同会、一九七六年）。山田英雄「知太政官事について」（山田英雄先生退官記念会編『政治社会史論叢』近藤出版社、一九八六年）。関晃「知太政官事と藤原氏」（『川内古代史論集』五、一九八九年）。虎尾達哉「知太政官事小考」（前掲）、等。
- (8) 関晃氏はその例として、公式合彈正別勅条に、「凡彈正。別勅令三權檢二校余官」者。不レ得三仍知二彈正事」とあるのをあげておられる。関晃「知太政官事と藤原氏」（前掲）三頁。

- (9) 『統日本紀』養老四年八月甲申条、同六年三月戊申条、神龜三年十月庚午条、天平四年二月乙未条、同九月乙巳条、宝龜元年六月辛丑条。
- (10) 倉本一宏氏は、「知……事」の表現は、「律令制成立期に『……官』を統括する皇親に対して、『……官』事を知らしめたまふ。」という表現が用いられていたことの名残りではないかとされている。倉本一宏「律令制成立期の『皇親政治』」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三年）一五四頁。興味深い指摘といえよう。
- (11) 土田直鎮「公卿補任の成立」（『国史学』六五、一九五五年）。のち、同『奈良平安時代史研究』（吉川弘文館、一九九二年）所収。ここでは後者による。四九七頁。
- (12) 『歴運記』や異本「公卿補任」の性格、およびそれらと現「公卿補任」の関係については、土田直鎮「公卿補任の成立」（前掲）参照。
- (13) 虎尾達哉「知太政官事小考」（前掲）七頁他。
- (14) 山田英雄「知太政官事について」（前掲）八～二〇頁他。虎尾達哉「知太政官事小考」（前掲）七～二二頁他。
- (15) 『統日本紀』和銅元年七月乙巳条には、元明が議政官を御前に召して勅を下したとあるが、その時に掲げられている議政官の順序が、「二品穗積親王。左大臣石上朝臣麻呂。右大臣藤原朝臣不比等。……」とあることも参考になるであろう。
- (16) 横田健一「安積親王の死とその前後」（『南都仏教』六、一九五九年）。のち、同『白鳳天平の世界』（創元社、一九七三年）所収。ここでは後者による。四〇三～四〇四頁。野村忠夫「律令政治の諸様相」（前掲）二七二～二七四頁他。
- (17) 虎尾達哉「知太政官事小考」（前掲）一〇～一五頁。

- (18) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(『日本歴史』五二九、一九九二年)。
- (19) 伴信友「長等の山風」(『伴信友全集』四)。本間満「大海人皇子の皇太弟について」(『政治経済史学』一七一、一九八〇年)。荒木敏夫「日本古代の皇太子」(前掲)。小林敏男「古代女帝の時代」(校倉書房、一九八七年)、等。
- (20) 旧稿(前掲)では、大海人皇子および大友皇子の立太子について保留としたが、ここで本文に述べたように考えることにしたい。
- (21) ただし、竹内氏は、そのほかに、大宝令以前の太政大臣が皇位継承にかかわる地位であったことから生ずる誤解を避けるため、ということもあげておられるが、先に述べたとおり、高市皇子の段階で、太政大臣と皇位継承者とは、はっきりと区別されていたとみるべきであろう。ただ、後に述べるように、「知太政官事」として政務に携わることが、実質的に、皇位継承者に要求されている力量を身につけることに通ずるとみられていた点は、指摘できるところ。
- (22) 長親王の年齢ははっきりしないが、天武の死が朱鳥元年(六八六)のことであり、同母弟の弓削皇子のあることを考えると、六八四年以前には生まれている可能性が高く、大宝三年(七〇三)には二〇歳以上、慶雲二年(七〇五)には二二歳以上になっていたことになる。
- (23) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六年)八一―八四頁他参照。
- (24) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(前掲)六七―一〇一頁他参照。